

別表七（四）付表の記載の仕方

この明細書は、通算法人が法第59条第3項又は第4項（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入）（同条第3項にあっては、震災特例法第17条第1項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定により読み替えて適用す

る場合を含むものとし、令第112条の2第8項（通算完全支配関係に準ずる関係等）に規定する適用年度において同項に規定する場合に該当する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合に記載します。